

件名

信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を

改正する件

○金融庁告示第 号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を次のように定める。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇二十八 略」</p> <p>二十九 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第四条第三項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。次条第三十号において同じ。）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第二号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇二十九 略」</p> <p>三十 貸金業者</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇二十八 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇二十九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	